

## 鈴鹿市告示第11号

鈴鹿市地区計画の案の作成手続に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第34号）第2条の規定に基づき次のとおり告示し、及び当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

令和8年1月26日

鈴鹿市長　末松則子

### 1 地区計画の名称

鈴鹿都市計画国府第2地区地区計画

### 2 地区計画の位置及び区域

(1) 位置 鈴鹿市国府町地内

(2) 区域 都市計画の図書において表示する。

### 3 地区計画の原案の縦覧場所

鈴鹿市都市整備部都市計画課

### 4 縦覧期間

令和8年1月27日から同年2月9日まで

### 5 意見書の提出について

当該地区計画の原案について鈴鹿市地区計画の案の作成手続に関する条例第3条に規定する者は、氏名及び意見内容を記載した意見書を市長に提出することができる。

なお、提出期間は、令和8年2月10日から同月16日までとする。